

平成 23 年 6 月 10 日
被災者生活支援チーム

被災者生活支援の課題と対策

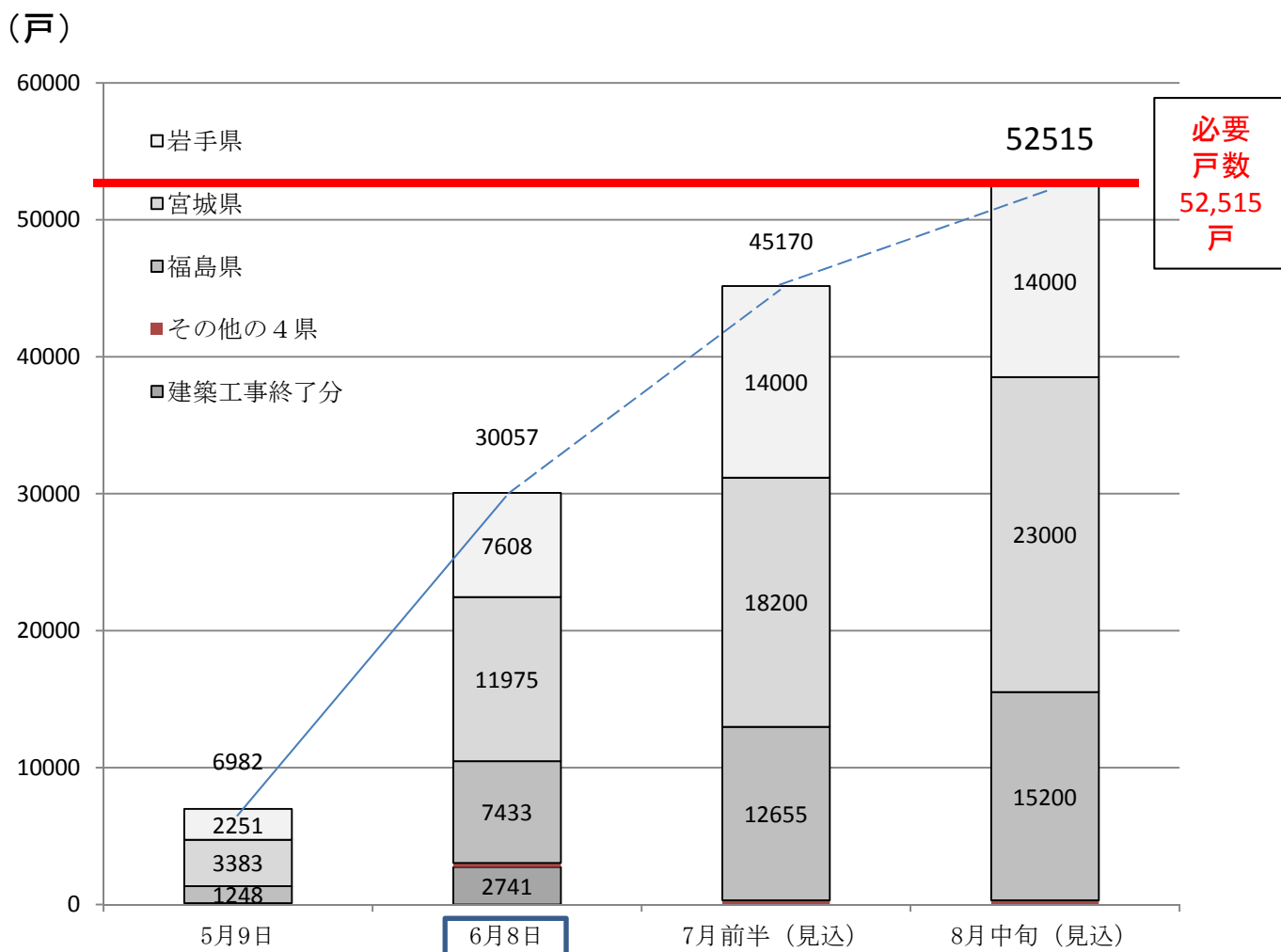
被災者の生活支援に関連して、その進捗状況につき関係方面から御心配のある事項につき、菅総理から当チームに対し、適切に対応するようかねて指示があった。

このため、次の 3 点について、関係府省等と連絡を取り合い、改善策をとることを含め早急な対応を行うこととしたので公表する。

1. 応急仮設住宅の建設
2. 義援金・被災者生活再建支援金の早期配分
 - (1) 義援金
 - (2) 被災者生活再建支援金
3. がれき処理の促進

応急仮設住宅の完成見通し

- 6月8日時点で、建築工事が終了したものも含めると3万戸完成
- 8月中旬までには、必要戸数全てが完成する見通し



注：見込の数値は、5月19日国土交通省公表資料に基づく
必要戸数は、現時点で被災自治体から要請があった戸数

義援金・被災者生活再建支援金の早期配分

1 義援金

【現状】

6月3日現在、日赤等に寄せられた義援金は2,514億円。うち市町村に送金された額は724億円。また、被災者への配分額は370億円。

【対策】

- (1) 中央から市町村への送金については、6月6日に義援金配分割合決定委員会を開催し、第2次配分ルールを決定し、被災の程度に応じて被災自治体に送金することとした。
 - (2) 市町村から被災者への配分については、
 - ① 市町村においては、他の自治体の職員の応援、雇用創出基金事業による臨時職員の雇用等により事務処理体制を整備。
 - ② 厚生労働省職員が日赤職員等とともに配分事務が遅れている市町村を巡回し、事務遅延の原因を精査し、他の自治体職員の派遣要請等を総務省に依頼する等の対応を迅速に行う。
- ※ このほか、義援金には地方自治体などに直接寄せられるものもある。

2 被災者生活再建支援金

【現状】

- (1) 6月7日現在、都道府県会館で受理している約35,000件の申請に対し、振込処理件数は約7,000件
- (2) 都道府県会館の事務体制の改善を行わない場合、7月1日時点で、都道府県会館での申請受付から支給まで50日程度かかる見込み。

【対策】

内閣府からの要請の結果、6月3日都道府県会館から以下の改善方策が提示された。

- ① 6月中に申請書受付から支給までの期間を20日前後に短縮。
- ② さらに、7月には処理期間の半減（10日前後）を目指す。

※ 具体的方策

- ・ 事務処理要員の大幅増員（12人→約50人）
- ・ 事務処理体制の改善（審査事務に業務委託方式を導入等）
- ・ 支給システムの刷新（新型端末の導入）

がれき処理の促進

【現状】

各自治体による仮置場の設置及び仮置場へのがれきの搬入が実施されている。

岩手県 33%、宮城県 19%、福島県 16%の進捗（6月9日現在）

【対策】

- (1) 5月30日から、環境省が技術者・研究者を伴って市町村を巡回調査中。処理が遅れている市町村を個別にテコ入れ。
- (2) 3県に常駐する環境省職員を増員するとともに、政令市職員を含む専門家等を3県に派遣し、実務を担当させる。

【目標】

- 1 生活近傍地域：本年8月末までに仮置場へおおむね移動
- 2 その他の地域：本年度中に仮置場へ移動
- 3 中間処理、最終処分：廃棄物の特性に応じ、平成26年3月末までを目途に実施